第６号様式別表13記載要領

この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第５項第１号に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

第七号の二様式記載要領３及び４中「(別表６(2)の(7)」を「(別表６(2)の(12)」に改める。

第七号の二様式別表二記載要領７及び別表四記載要領６中「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」を「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」に改める。

第二十号様式の表中「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」を「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額」に改める。

第二十号様式別表１の表中「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」を「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額」に改める。

第二十号の四様式記載要領４中「(別表６(2)の(7)」を「(別表６(2)の(12)」に改める。

第二十号の四様式別表二記載要領７及び別表四記載要領６中「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」を「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」に改める。

○総務省令第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

総務大臣　新藤　義孝
外務大臣　岸田　文雄

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中

在スラバヤ日本国総領事	インドネシア共和国（東ジャワ州、東カリマンタン州及び南カリマンタン州の区域に限る。）

を、

在スラバヤ日本国総領事	インドネシア共和国（東ジャワ州、東カリマンタン州、北カリマンタン州、南カリマンタン州、北スラウェシ州、ゴロンタロ州、中部スラウェシ州、東南スラウェシ州、南スラウェシ州、マルク州、北マルク州、パプア州及び西パプア州の区域に限る。）

に改め、

同表大洋州の項中

在シドニー日本国総領事	オーストラリア連邦（ニューサウス・ウエールズ州（ウエディン、カウラ、ヤーン、ヒューム、オーボリ、ジュニー、ワッガワッガ、ホオールブルック、タンバランバ、トューマト、クルックウェル、ゴーバン、ガニング、ショールヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー、ボンバーラ、スノーウィリバー、クーマ・モナロ、ヤス、ヤロラムウラ、クータマンダラ、モウワーリー、タラガンダ、クィンビアン、ガンダガイ、ブーワロ及びハーディンの各郡の区域を除く。）、北部特別地域及びオーストラリアの属地の区域に限る。） フランス共和国領ニューカレドニア

を、

在シドニー日本国総領事	オーストラリア連邦（ニューサウス・ウエールズ州（ウエディン、カウラ、ヤング、グレーターヒューム、オーボリ、ジュニー、ワッガワッガ、タンバランバ、トューマト、アッパークラクラン、ゴーバンモウワーリー、ショールヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー、ボンバーラ、スノーウィリバー、クーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン、クータマンダラ、クィンビアンシティ、ガンダガイ、ブルワ及びハーディンの各郡の区域を除く。）、北部特別地域及びオーストラリアの属地の区域に限る。） フランス共和国領ニューカレドニア

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在インドネシア日本国大使（在マカッサル出張駐在官事務所を管轄する場合に限る。）	在スラバヤ日本国総領事
在シドニー日本国総領事（旧カルケアンを管轄する場合に限る。）	在オーストラリア日本国大使

○厚生労働省令第八十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十一号の二を削り、第七十一号の三を第七十一号の二とし、第七十一号の四から第七十一号の十四までを一号ずつ繰り上げ、同項中第八十一号の十三を第八十一号の十四とし、第八十一号の十二の次に次の一号を加える。

八十一の十三　［一―ヒドロキシ―三―（メチルペンチルアミノ）プロパン―一・一―ジイル］ジホスホン酸（別名イバンドロン酸）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百十号の十四を第百十号の十五とし、第百十号の七から第百十号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第百十号の六の次に次の一号を加える。

百十の七　ペルツズマブ及びその製剤